

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年3月27日

提出者

25番 深 沢 達 也

21番 田 辺 あき子

2番 きくち 太 郎

3番 橋 本 しげき

7番 川 名 ゆうじ

11番 土 屋 美恵子

16番 田 中 節 男

23番 斉 藤 シンイチ

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所 管
総務委員会	7人	1 企画政策室、総務部、防災安全部、財務部、 <u>会計管理室</u> 、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。 2 及び 3 （略）
文教委員会から建設委員会まで （略）		

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市会計管理者の補助組織規則の一部を改正する規則（平成21年3月武蔵野市規則第16号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			字句の改正
名称	定数	所 管	
総務委員会	7人	1 企画政策室、総務部、防災安全部、財務部、 <u>会計課</u> 、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。 2 及び 3 （略）	
文教委員会から建設委員会まで （略）			